

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊少第100号

令和3年3月30日

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う各種取組の推進について（通達）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「法」という。）の制定時に主に流通していた従来型の携帯電話を想定した措置では対応困難な、スマートフォン、携帯電話回線を利用するタブレット等の機器や、アプリケーション、公衆無線LAN経由のインターネットの利用が急速に拡大し、青少年をめぐるインターネット環境が大きく変化していることを背景として、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第75号）が施行された。

これに伴い、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通達）」（平成29年10月20日付け熊少第579号。以下「旧通達」という。）に基づき、インターネット利用に起因する児童の犯罪被害や非行防止に向けた各種取組を推進中であるが、引き続き、下記のとおり運用することとしたので、法改正の概要等を踏まえた効果的な取組に努められたい。

なお、旧通達は、本通達の発出をもって廃止する。

記

1 法改正の概要

(1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の義務

新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、以下の義務を新たに課した。

ア 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務（改正後の法第13条関係）

携帯電話インターネット接続役務提供事業者及びその契約代理店（以下「携帯ISP等」という。）に対し、スマートフォンをはじめとした携帯電話端末等の契約者又は使用者が青少年であるかどうかを確認する義務を課した。

イ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務（改正後の法第14条関係）

携帯ISP等に対し、携帯電話端末等の契約者が青少年である場合には当該青少年に対し、契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約をしようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては

当該保護者に対して、

(ア) 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨

(イ) 青少年有害情報フィルタリングサービス（以下「フィルタリングサービス」という。）の利用の必要性及び内容並びにウの青少年有害情報フィルタリング有効化措置（以下「フィルタリング有効化措置」という。）の必要性及び内容

について説明する義務を課した。

ウ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務（改正後の法第16条関係）

携帯ISP等に対し、携帯電話回線契約の締結等と併せて販売される携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講ずる義務を課した。

（ただし、その青少年の保護者が、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。）

フィルタリング有効化措置とは、無線LAN回線やアプリケーション対策のために必要な端末側の設定として、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（以下「フィルタリングソフトウェア」という。）のインストール・設定や、インターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムによりアプリケーションの機能を制限する措置をいう。

(2) インターネット接続機器の製造事業者の義務の対象となる機器の範囲拡大（改正後の法第18条関係）

インターネット接続機器の製造事業者に対し、フィルタリングソフトウェアを組み込むこと等、フィルタリングソフトウェア又はフィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講ずべきことを義務付ける規定の対象となる機器について、携帯電話端末及びPHS端末もその対象に含めることとした。

(3) OS開発事業者の努力義務（改正後の法第19条関係）

OS開発事業者に対し、携帯ISP等によるフィルタリング有効化措置及びインターネット接続機器製造事業者によるフィルタリングソフトウェア又はフィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるように、プログラムを開発する努力義務を課した。

2 インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等防止に関する取組

(1) 保護者に対する啓発活動の強化

ア フィルタリング利用の一層の促進

令和2年中のインターネット利用に係る福祉犯事件の被害児童から聞き取り調査を行った結果、そのほとんどが被害時にフィルタリングを利用していなかったことが判明している。よって、保護者に対して、フィルタリングに対する理解を幅広く浸透させ、フィルタリング利用の更なる促進を図ること。

イ 学校等と連携した効果的な啓発

学校や教育委員会等と連携の上、進学・進級時における保護者説明会等、多くの保護者が参加する学校行事等の機会を有効に活用し、児童の犯罪被害や非行を防止するための対策等について啓発活動を実施するとともに、説明会等に参加できない保護者に対しても、啓発資料が確実に配布されるよう学校等の協力を得るなどして、より多くの保護者に啓発の効果が行き渡るように努めること。

ウ 最新の情勢を踏まえた分かりやすい啓発

スマートフォン等の利用に係る児童の犯罪被害や非行の実態、タブレット端末、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー等の児童が利用する機器に応じた適切な管理方法、各事業者が提供するフィルタリング、家庭でのルールづくり等について、可能な限り最新の情報に基づいた内容とし、保護者にとって分かりやすい説明に配慮すること。

(2) 携帯 I S P 等に対する要請の徹底

携帯 I S P 等は、今回の法改正を受けて、携帯電話回線契約の締結と併せて販売される携帯電話端末等について、携帯電話回線に係るフィルタリングのほか、無線 L A N 回線のフィルタリングや、青少年有害情報の閲覧を可能とする出会い系やアダルト系等のアプリケーションの利用を制限するアプリフィルタリングの設定等を法律上の義務として新たに課されていることを踏まえ、フィルタリングの利用推奨等フィルタリング普及のための取組が一層徹底されるよう、管内の携帯 I S P 等に対する要請を徹底すること。

(3) 児童に対する情報モラル教育の推進

S N S に起因する被害児童数は、ここ数年高水準で推移し、学職別では中・高校生がその多くを占めている状況にある。被害事例を見ると、多くの児童がインターネット上で知り合った者と接触することに抵抗を感じていないほか、S N S 上における個人情報の公開や、自己の裸の写真を撮影して送信することの危険性に対する認識が希薄であることがうかがえる。

他方、インターネット上に不適切な書き込みをするなど、インターネットの特性や自己の行為の重大性を十分に認識できていない児童も多く認められるところである。

このような情勢を踏まえ、次に掲げる事項に留意の上、児童に対する情報モラル教育を推進すること。

ア 具体的な事例に基づく啓発

非行防止教室等において、具体的な被害事例や非行事例を基に、インターネットの特性や危険性について啓発するとともに、教職員が活用できるような最新の事例や対策に関する情報を学校に提供するなど、児童の情報モラルを向上させるための取組を推進すること。

イ 児童の発達段階に応じた分かりやすい啓発

携帯ゲーム機等により、インターネットへの接続が可能であることから、

低年齢児童がその発達段階に応じて適切にインターネットを利用できるよう、児童の年齢等を踏まえた分かりやすい啓発に努めること。

(4) 関係機関・団体、事業者等との連携の強化

ア 効果的な体制の構築

取組の推進に当たっては、少年担当部門とサイバー担当部門が緊密に連携することはもとより、知事部局、教育委員会、学校等の関係機関や携帯 I S P 等の関係事業者による協議会を設置するなど、相互に連携した取組が推進できるよう効果的な体制の構築に努めること。

イ ボランティアの活用等

(ア) サイバー防犯ボランティアの効果的活用

サイバー防犯ボランティア、その他の関係者に対し、実際の SNS の書き込み内容を示すなどして児童被害の実態を説明し、SNS における児童被害防止対策が急務であることを認識させ、サイバーパトロールによる不適切な書き込み等の発見、事業者への通報活動を行ってもらうなど、サイバー防犯ボランティアの力を最大限引き出すとともに、効率的かつ積極的に活動を行うことができるよう支援にも努めること。

(イ) 少年警察ボランティアの効果的活用

少年警察ボランティアに対し、委嘱時の研修や少年警察ボランティア連絡協議会等の会合において、インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等の実態のほか、インターネットの特性や危険性について幅広く情報提供を行うとともに、街頭補導等の活動の機会を利用した啓発活動の実施を促すなど、少年警察ボランティアの効果的な活用に努めること。

ウ 職員の知識の向上等

少年の健全育成を目的とした啓発活動を積極的に行っているインターネット関連事業者もあることから、必要に応じて、専門的知識のあるこれらの事業者に協力を求め、連携した啓発活動を実施するとともに、警察職員を対象とした研修会等に講師として招致するなどして、職員の知識の向上にも努めること。